

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

九重町長 殿

住所：九重町大字 番地
（行政区： ）
氏 名：
電 話

九重町緊急通報システム利用申請書

九重町緊急通報システムの利用をしたいので、関係書類を添えて申請します。

利用対象者	住 所	九重町大字 番地 （行政区 ）		
	氏 名		電話番号	
	生年月日	年 月 日（年齢 歳）		
世帯の状況	ひとり暮らし 高齢者のみの世帯 ひとり暮らしの重度身障者 重度身障者で日中ひとり その他（ ）			

* 添付書類 九重町緊急通報システム利用登録明細書（第 1 号様式その 2 ）

九重町緊急通報システム利用登録明細書

(1) 利用者情報

氏名					性別		血液型	
生年月日	年 月 日			年齢				
電話番号								
住所	〒 九重町大字 番地 (行政区:)							
親族氏名					関係			
親族住所					電話			
親族勤務先					電話			
同居人氏名					同居人勤務先名			
					勤務先電話番号			
各種保険番号	老人保険番号			健康保険番号			介護保険番号	
持病名								
身障手帳有無	無 有 (障害名 種 級)							
医療機関1	名称				診療科			
	主治医				電話番号			
医療機関2	名称				診療科			
	主治医				電話番号			
ガス	会社名称				電話番号			
タクシー	会社名称				電話番号			
職業					趣味			
緊急時の救助口								
介護保険使用状況	無 有 (要介護度 ~ 要支援1 2 要介護1 2 3 4 5) 使用サービス ()							
公的保健福祉サービス使用状況	使用サービス名 () サービス内容 ()							
家族構成	氏名	性別	生年月日	続柄	同居別居	電話番号	住所	

* 図参照

(2) 協力員情報

協力員 1	氏名		性別		利用者との関係	
	電話番号			生年月日	年 月 日	
	駆付時間	住所	九重町大字 番地 (行政区)			
協力員 2	氏名		性別		利用者との関係	
	電話番号			生年月日	年 月 日	
	駆付時間	住所	九重町大字 番地 (行政区)			
協力員 3	氏名		性別		利用者との関係	
	電話番号			生年月日	年 月 日	
	駆付時間	住所	九重町大字 番地 (行政区)			
協力員 4	氏名		性別		利用者との関係	
	電話番号			生年月日	年 月 日	
	駆付時間	住所	九重町大字 番地 (行政区)			
* 緊急時の救出口 (図)						

緊急通報装置使用貸借契約書

貸主 九重町長 以下「甲」という。)と借主 (以下「乙」という。)とは、緊急通報装置の貸借について、次の条項により契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲は、乙に対して、九重町地域ケア体制整備事業にかかる緊急通報装置(以下「貸付物件」という。)を無償で貸し付けるものとする。

(貸付期間)

第2条 貸付物件の貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、この期間は、甲乙協議により更新し、又は短縮することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約に基づく権利を第三者に譲渡し、貸付物件を転貸ししてはならない。

(使用上の注意)

第4条 乙は、善良な管理をもって貸付物件を管理するものとし、貸付物件に対し、工事を施す等現状を変更してはならない。

2 乙は、貸付期間中その使用によって第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその一切を解決しなければならない。

(維持費等の負担)

第5条 貸付物件の修繕に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙が貸付物件の善良な管理を行わなかった等故意に貸付物件を故障させた場合の修繕代及び貸付物件の維持に必要な電池代は、乙の負担とする。

(損害賠償等)

第6条 乙は、その責に帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、自己の負担において原状に回復し、又は当該滅失又は損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告をせず、直ちにこの契約を解除することができる。

(疑義等の決定)

第8条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲乙協議して決定するものとする。
この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1

九重町長

(乙) 大分県玖珠郡九重町大字

番地

氏 名 印

緊急通報装置使用貸借契約書

貸主 九重町長 以下「甲」という。)と借主 (以下「乙」という。)とは、緊急通報装置の貸借について、次の条項により契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲は、乙に対して、九重町地域ケア体制整備事業にかかる緊急通報装置(以下「貸付物件」という。)を無償で貸し付けるものとする。

(貸付期間)

第2条 貸付物件の貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、この期間は、甲乙協議により更新し、又は短縮することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約に基づく権利を第三者に譲渡し、貸付物件を転貸ししてはならない。

(使用上の注意)

第4条 乙は、善良な管理をもって貸付物件を管理するものとし、貸付物件に対し、工事を施す等現状を変更してはならない。

2 乙は、貸付期間中その使用によって第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその一切を解決しなければならない。

(維持費等の負担)

第5条 貸付物件の修繕に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙が貸付物件の善良な管理を行わなかった等故意に貸付物件を故障させた場合の修繕代及び貸付物件の維持に必要な電池代は、乙の負担とする。

(損害賠償等)

第6条 乙は、その責に帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、自己の負担において原状に回復し、又は当該滅失又は損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告をせず、直ちにこの契約を解除することができる。

(疑義等の決定)

第8条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲乙協議して決定するものとする。
この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1

九重町長

(乙) 大分県玖珠郡九重町大字

番地

氏 名 印